

アイカグループ贈収賄・腐敗防止方針

1. 基本方針

アイカグループは、当グループの役員・従業員による、公務員への賄賂、及び商業賄賂(以下、総称して「贈収賄」といいます)並びに横領、マネーロンダリングなどのあらゆる形態の腐敗行為(以下、総称して「腐敗」といいます)を禁止しています。アイカグループの役員・従業員は、この「アイカグループ贈収賄・腐敗防止方針」(以下「本方針」といいます)をいかなる場面においても遵守し、アイカグループが事業を行う各国・各地域で禁止される贈収賄・腐敗行為に一切関与いたしません。アイカグループは、贈収賄または腐敗により得られる利益を一切求めません。

アイカグループがグローバルに持続的な成長を実現するには、取引先を含むステークホルダーの信頼、期待はもとより、社会的信用が不可欠です。贈収賄または腐敗に関与することは、これらの信頼、期待、信用を棄損する行為であると認識しています。

このような認識のもと、アイカグループは、海外贈収賄有事対応マニュアル等、贈収賄または腐敗リスクに対応するルールを定め、これを厳格に運用しています。

2. 違反事象の通報

アイカグループの役員・従業員は、アイカグループにおいて贈収賄または腐敗が行われたこと、またはその疑いを認知した場合には、直ちに、内部通報制度に従い企業倫理委員会に通報し、その指示に従わなければいけません。

3. 違反に対する制裁

本方針その他の社内規程や関連法令に違反し、贈収賄または腐敗に関与した役員・従業員は、会社による懲戒解雇を含む懲戒処分を受けるほか、国内外の適用法令に従って刑事罰としての懲役刑・罰金刑を受ける可能性があります。

4. 研修

アイカグループは、アイカグループの役員・従業員に対し、贈収賄または腐敗の拒絶に向けて、継続的に研修を実施してまいります。

●賄賂要求を行う公務員に対して

上記のとおり、アイカグループは一切の贈収賄または腐敗に関与せず、賄賂要求には絶対に屈しません。公務員から贈収賄または腐敗の要求を受けた場合には、これを拒絶するとともに、監督官庁、外務省等に直ちに通報し、グループの総力を挙げて対応します。

●取引先の皆様へのお願い

上記のとおり、アイカグループは一切の贈収賄または腐敗に関与せず、賄賂要求には絶対に屈しません。アイカグループのお取引先の皆様には、お取引を進める中で、「アイカグループサステナビリティ調達ガイドライン」等に基づくアンケート調査やご誓約等へのご協力をお願いするなど、ご不便をおかけすることもあります。腐敗のない健全な関係構築に向けた取組みであることをご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

2023 年 10 月 3 日

アイカ工業株式会社

代表取締役 社長執行役員

海老原 健治